

【地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況】

主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的として、平成26年4月1日より及び令和元年10月1日より消費税率が引き上げられました。

この増収分は、使途を明確にするとともに、すべて社会保障施策の財源として活用することとなっております。

令和5年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
407,167 千円

社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

項目	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,274,913	919,386	81,820	273,707
	高齢者福祉事業	29,406	1,188	6,494	21,724
	児童福祉事業	1,354,474	811,187	125,035	418,252
	小計	2,658,793	1,731,761	213,349	713,683
社会保険	介護保険事業	549,404	32,382	118,986	398,036
	国民健康保険事業	224,117	118,780	24,242	81,095
	小計	773,521	151,162	143,228	479,131
保健衛生	高齢者医療事業	122,176	74,841	10,893	36,442
	健康増進対策事業	160,801	5,695	35,695	119,411
	医療体制強化事業	17,391	0	4,002	13,389
	小計	300,368	80,536	50,590	169,242
合計		3,732,682	1,963,459	407,167	1,362,056

地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。